

議題 3

議案第 25 号

令和 7 年 8 月 25 日提出

広島市幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴くべき事務を
定める規則の制定に対する意見の申出について

広島市幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴くべき事務を定める
規則の制定について、異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
(昭和 31 年法律第 162 号) 第 27 条第 2 項の規定に基づき、その旨市長に申し出る。

広島市規則第 号

令和 7 年 8 月 日

広島市幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を聴くべき
事務を定める規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市幼保連携型認定こども園に関する教育委員会の意見を

聴くべき事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2
号）第 2 7 条第 1 項の規定により本市が設置する幼保連携型認定こども園
に関する事務のうち教育委員会の意見を聴かなければならないものは、次
のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の
策定に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

関係法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（幼保連携型認定こども園に関する意見聴取）

- 第27条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。